

3 委託業務編

第1章 測量業務

第1. 配水管工事測量業務

1. 適用範囲

配水管工事に係る測量業務は、本節及び「第1編 第1章 第2. 工事費の積算 1. 直接工事費 5. 諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」（令和3年度版）による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格を採用すること。

第2章 設 計 業 務

第1．配水管工事設計業務

1. 適用範囲

配水管工事に係る設計業務は、本節及び「第1編 第1章 第2．工事費の積算 1．直接工事費 5．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、「水道事業実務必携」による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格を採用すること。

2. 情報共有システムの使用における適用基準

配水管工事に係る設計業務において、情報共有システムの使用料が発生する場合に計上する。

表2-1

(1式当り)

工 種	単位	数量	摘 要
情報共有システム費	業務	1	直接経費として計上 「管路資材等価格調査報告書」参照